

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間延長について

御坊市国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務することができず、その期間の給与の全部または一部が支払われない場合に支給される「傷病手当金」の適用期間を次のとおり延長しました。

「傷病手当金」を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に国保年金課 国民健康保険係（0738 - 23 - 5530）に電話でお問い合わせください。

◆**適用期間** 令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで）

◆**申し込み・問い合わせ先** 国保年金課 国民健康保険係 ☎0738-23-5530

国民年金保険料の免除制度について

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

○過去2年（申請月の2年1か月前の月分）まで遡って免除申請ができます。

◆制度の種類

①免除（全額免除・一部免除※）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料の全額または一部が免除となります。

※一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

◆「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…		含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…		計算される	計算される (注1)	計算される (注2)	計算されない	計算されない

(注1,2) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

・全額免除の場合：2分の1 ・4分の3免除の場合：8分の5

・半額免除の場合：4分の3 ・4分の1免除の場合：8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないまま2年を超えると、時効により、納めることができなくなりますので、ご注意ください。

◆**申し込み・問い合わせ先** 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530